

所沢市体育協会規約

昭和28年6月 7日 制定

昭和46年5月28日 改正

平成 9年4月 1日 改正

平成11年4月 1日 改正

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、所沢市体育協会と称す。

(事務所)

第2条 本会の事務所を所沢市教育委員会内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、所沢市における体育スポーツを振興し、市民の体力の増進とスポーツ精神の高揚をはかり、もって市民生活の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民の体力増進とスポーツ精神を高揚するための基本計画の策定
- (2) 体育スポーツ団体及びスポーツ少年団の育成
- (3) 体育指導者の養成及び資質の向上
- (4) 体育スポーツ施設の整備促進
- (5) 体育大会、競技会、講習会、スポーツテスト、スポーツ教室その他の体育スポーツ事業の実施及び協力
- (6) 競技力の向上及び選手の派遣
- (7) 体育スポーツ団体との連絡調整
- (8) 体育スポーツに関する研究調査
- (9) 体育スポーツの啓発宣伝
- (10) レクリエーションの振興
- (11) その他目的を達成するために必要な事項

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 1名
常任理事 若干名、理事 若干名、監事 2名

(評議員)

第6条 本会に、評議員をおく。

- 2 評議員は、加盟団体ごとに各3名選出し、評議員会を組織する。
- 3 前項の規定によって選出された評議員が会長、副会長、理事長、副理事長、監事に就任したときは、評議員の資格を失う。この場合には、前項の規定に従い、そのの属していた加盟団体は、これに代わる評議員を選出する。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、理事会で推薦し、評議員会で承認を得る。

- 2 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(理事)

第8条 理事は、加盟団体より選出された評議員中より1名選出する。

- 2 会長は、理事会の承認を受けて知識経験者から理事若干名を委嘱することができる。
- 3 理事は、理事会を組織し、本会の会務を掌理する。

(理事長及び副理事長、常任理事)

第9条 理事長、副理事長、常任理事は、理事の互選により選出する。

- 2 理事長は、会長の命を受け会務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理する。
- 4 常任理事は、常任理事会を組織するとともに理事長を補佐し会務を処理する。

(監事)

第10条 監事は、評議員会の同意を得て会長が委嘱する。

- 2 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。また、加盟団体よりその所属関係を離れたときは本会の役員を失格する。

- 2 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為があった場合、または、特別な事情のある場合には、その任期中にあっても理事会及び評議員会の議決により、これを

解任することができる。

(役員 の 選 出)

第12条 会長、副会長、理事長、副理事長の選出に伴う細則は理事会において別に定める。

第 4 章 名誉会長及び顧問、相談役

第13条 名誉会長、顧問、相談役は会長の推薦によりおくことができる。

第 5 章 組織及び加盟団体

(加盟団体)

第14条 本会は、活動基盤を所沢市におく以下の団体をもって構成し、理事会及び評議員会が承認したもので組織する。

(1) 競技団体

(2) 支部体育団体

(3) 学校体育団体

2 加盟団体が、前項に規定する資格を失ったときは、理事会の承認を経て、加盟を取り消すことができる。

3 加盟団体は、毎年度所定の負担金を納入しなければならない。

4 加盟規程及び脱退の手続きならびに負担金については、理事会において別に定める。

第 6 章 会議

(評議員会)

第15条 評議員会は本会の最高議決機関であり、評議員、会長、副会長、理事で組織する。

(1) 予算の審議及び決算の承認

(2) 事業の審議及び承認

(3) 役員 の 選 出

(4) 規約の改正

(5) その他本会が必要と認めた事項

第16条 本会の会議は次のとおり開催する。

(1) 評議員会は年 1 回会長が招集し、議長は評議員中より選出する。

(2) 会長が必要と認めた場合、または、評議員 4 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は評議員会を招集しなければならない。

2 評議員会は、評議員の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

ただし、委任状をもって出席者とみなすことができる。

3 評議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会)

第17条 理事会は理事及び会長・副会長をもって構成し、任務、権限は次のとおりとする。

(1) 評議員会から委嘱された事項及び評議員会に提出すべき議案を審議処理する。

(2) その他必要な事項を処理する。

第18条 理事会は、会長の承認を得て、理事長が招集しその議長となる。ただし、理事の4分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状をもって出席者とみなすことができる。

3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(常任理事会)

第19条 常任理事会は常任理事・会長・副会長・理事長・副理事長をもって構成し、任務権限は次のとおりとする。

(1) 理事会から委嘱された事項及び理事会に提出すべき議案を審議処理する。

(2) 緊急必要な事項を処理する。ただし、当該事項は次の理事会に報告しなければならない。

第20条 常任理事会は、会長の承認を得て、理事長が招集しその議長となる。

2 常任理事会は、常任理事の過半数で成立し、その議事は出席者の過半数で決定する。

第7章 団体部会・専門委員会

(団体部会・専門委員会)

第21条 本会に、第4条の事業を遂行するため団体部会・専門委員会を設けることができる。

2 団体部会・専門委員会の委員及び構成その他必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他幹事2名をおく。

(1) 事務局長、幹事は会長が委嘱する。

2 事務局長は、会長の依頼により本会の事務を総括し、各会議の資料提供、事後処理等にあたる。

3 幹事は、庶務・会計の会務に従事する。

第9章 経費

第23条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

(1) 交付金

(2) 負担金

(3) 寄附金

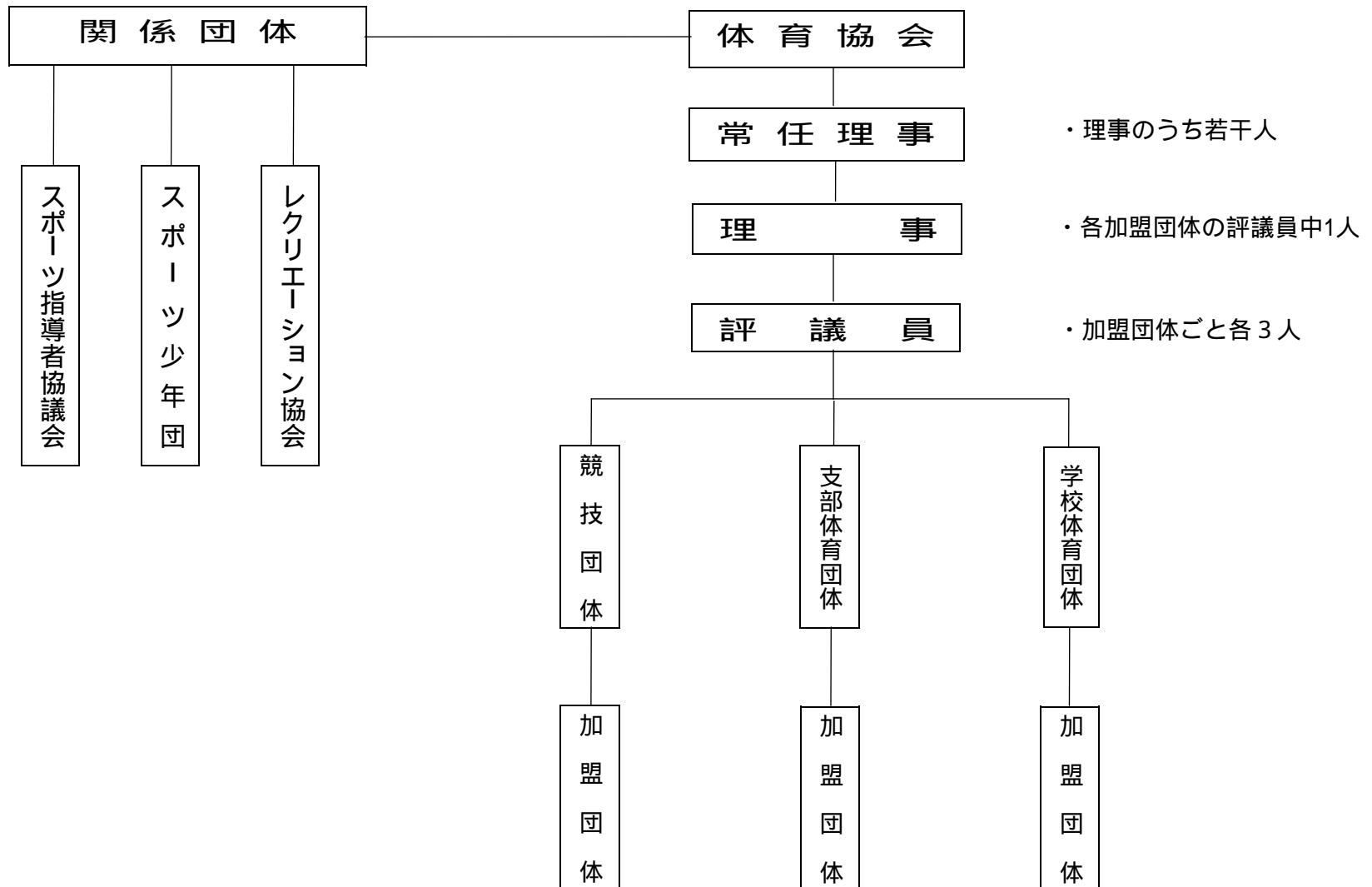
(4) その他

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までに終わる。

附 則

本規約は平成11年4月1日から施行する。

所沢市体育協会組織図



会長・副会長・理事長・副理事長選出についての細則

1 本細則は、所沢市体育協会規約第12条の規定により、役員の選出方法を定めるものである。

2 会長・副会長の選出については、理事会において選考委員会を組織し、原案を作成し、評議員会で審議し決定する。

選考委員会の構成は、競技団体代表理事若干名、支部体育団体代表理事若干名、学校体育団体代表理事若干名、知識経験理事代表若干名とし、互選により1名が委員長となり、審議する。

3 理事長・副理事長の選出については、理事会において選考委員会を組織し、原案を作成し、理事会で審議し決定する。

選考委員会の構成は、競技団体代表理事若干名、支部体育団体代表理事若干名、学校体育団体代表理事若干名、知識経験理事代表若干名とし、互選により1名が委員長となり、審議する。